

第 1 編 総 則

第 1 編 総 則

第 1 章 適 用

この仕様書は、大阪市水道局（以下、「本市」という。）における水道工事において使用する水道用ダクタイル鋳鉄管、弁・栓類の他、関連する資材一式（以下、「配管材料等」という。）の規格に関する事項、工事受注者等（以下「受注者」と言う。）における配管材料等調達に関する事項及び、資材供給者に関する事項に適用する。

ただし給水装置材料（本仕様書で規定している資材を除く）については、本仕様書適用の対象としない。

第 2 章 規 格

2－1 規格

本市において使用する配管材料等に関する仕様は、第 2 編に規定する。

2－2 大阪市水道局規格資材

日本水道協会規格（JWWA）、日本ダクタイル鉄管協会規格（JDP A）、日本工業規格（JIS）等の公的規格に基づかない、大阪市水道局規格資材（以下「局仕様」と言う。）に関する仕様は、第 3 編に規定する。

第 3 章 受注者における配管材料等調達に関する事項

3－1 一般事項

1. 受注者が使用する配管材料等は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本仕様書の規格に適合し、かつ本市が承認した資材供給者が製造した材料を使用しなければならない。なお、本市が承認した資材及び資材供給者は別途掲げる。
2. 特許に抵触するものを使用するときは、すべて受注者の責任において処理しなければならない。
3. 受注者は、配管材料等を調達するにあたり施工完了期日を十分に考慮しなければならない。
4. 調達する配管材料等について不明な点や疑義がある場合は、調達前に資材供給者及び監督職員等に確認の上、調達しなければならない。

3－2 資材の検査

1. 使用する配管材料等は、第 2 編の各表に示す検査機関の検査合格品でなければならない。
2. 配管材料等の使用にあたっては、本市の確認検査を受けなければならない。

3－3 局仕様材料

局仕様材料は、資材供給者によって細部が異なっている場合があるので、注意しなければならない。

3－4 本仕様書に定める規格以外の配管材料等

本仕様書に定める規格以外の配管材料等が必要になった場合は、事前にその材料の仕様書及び図面等を提出し、本市の承諾を得た上で使用しなければならない。

やむを得ない理由により本市が承認した資材供給者の製造する資材が入手できない場合は、品質・規格・性能等を対比し同等以上と証明できる合格証明書等の資料を提出し、本市の承

諾を得た上で使用することができるものとする。

3－5 本仕様書の改廃等の取扱い

工事施工中に、本仕様書に関連のある規格が制定又は改廃されたとき、及び新規資材の採用並びに資材供給者の承認変更等があった場合は、本市の指示を受けなければならない。

第4章 資材供給者に関する事項

4－1 一般事項

1. 資材供給者は、この仕様書に基づき製造しなければならない。
2. 資材供給者は、本市が求めたときは、検査証明書等の書類を提出しなければならない。
3. 本市は、製造状況、工程その他についての調査及び指示を行う必要があると認めたときは、資材供給者の工場に立会いすることができる。
4. 資材供給者は、工業所有権に関する問題については、すべての責めを負うものとする。
また、特許に抵触するものを使用するときは、すべて資材供給者の責任において処理しなければならない。
5. この仕様書に疑義が生じたとき、またはその解釈については本市の指示による。
6. 本仕様書に関連のある規格が制定又は改正された場合及び承認品に変更があった場合は、本市の指示を受けなければならない。
7. 資材供給者は、原則として、資材供給者承認手続き時に申請した製造工場以外で製造した製品を本市及び本市受注者に納入してはならない。やむを得ず他の工場で製造した材料を納入するときは、あらかじめ書面をもって、本市の承諾を得なければならない。
8. 厚生労働省の「水道施設の技術的基準を定める省令」の対象となる材料は、同省令に定める浸出性能基準を満足しなければならない。
9. 材料の据付け、または特別な工事において本市が必要とした場合、資材供給者は指導員を派遣して指導しなければならない。
また、据付け完了後の機能が不適当と認められるものについては、資材供給者は本市の指示に従い、直ちに改善しなければならない。

4－2 製品の検査

1. 本市及び本市受注者へ納品する製品は、原則として第2編の各表に示す検査機関により検査を行わなければならない。
2. 検査合格品には、検査機関で定める検査証印を明示しなければならない。
3. 検査に要する手数料は、資材供給者が直接検査機関に納付しなければならない。
4. 本市係員（検査員）が検査のため、出張旅費を要する場合は本市の負担とし、その他に要する経費は資材供給者の負担とする。
5. 資材供給者は、検査合格した製品に関し、本市が必要と認めたときは、次の図書を提出しなければならない。
 - ア. 検査成績書又は試験成績書
 - イ. その他関係図書
6. 検査合格品は、その品質が保持されるよう、十分な配慮を行わなければならない。

4－3 資材供給者の承認

資材供給者の承認を申請しようとする者は、本仕様書及び「管路資材に係る資材供給者の承認に関する施行の細目」に基づき、所定の申請手続きを行わなければならない。

資材供給者は、「管路資材に係る資材供給者の承認に関する施行の細目」に基づく所定の審査等を経て、結果が良好であれば、承認するものとする。